

財関第1321号  
平成26年12月25日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 宮内 豊

### 関税法基本通達の一部改正について

高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いについて、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から依頼通知を受けたことに伴い、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を下記のとおり改正し、平成27年1月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達の一部を次のように改正する。  
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる  
ように改める。